

## 平成25年第3回幸田町議会定例会会議録（第4号）

---

### 議事日程

平成25年9月11日（水曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告第39 幸田町公共駐車場条例の一部改正について  
報告第40 幸田町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部改正について  
報告第41 幸田町農業集落家庭排水処理施設設置事業分担金徴収条例の一部改正について  
報告第42 財産の取得について（高規格救急自動車）  
報告第43 財産の取得について（高度救命処置用資機材）  
報告第44 平成25年度幸田町一般会計補正予算（第2号）  
報告第45 平成25年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）  
報告第46 平成25年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
報告第47 平成25年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
報告第48 平成25年度幸田町介護保険特別会計著打正予算（第1号）  
報告第49 平成25年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）  
報告第50 平成25年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
報告第51 平成25年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
認定第1 平成24年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について  
認定第2 平成24年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第3 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第4 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第5 平成24年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6 平成24年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第7 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第8 平成24年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第9 平成24年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第3 決算特別委員会の設置について
- 

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（16名）

1番 中根秋男君      2番 杉浦あきら君      3番 志賀恒男君

4番 鈴木雅史君      5番 中根久治君      6番 都築一三君  
7番 池田久男君      8番 酒向弘康君      9番 水野千代子君  
10番 夏目一成君      11番 笹野康男君      12番 内田 等君  
13番 丸山千代子君      14番 伊藤宗次君      15番 浅井武光君  
16番 大嶽 弘君

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	大須賀一誠君	副 町 長	成瀬 敦君
企画部長兼 人事秘書課長	大竹広行君	総務部長	小野浩史君
住民こども部長	桐戸博康君	健康福祉部長	鈴木 司君
環境経済部長	山本幸一君	建設部長	近藤 学君
住民こども部次長兼 こども課長	児玉幸彦君	会計管理者兼 出納室長	小山信之君
教 育 長	内田 浩君	教 育 部 長	春日井輝彦君
消 防 長	山本正義君	消 防 次 長 兼 予防防災課長	齋藤正敏君
監 査 委 員	羽根渕保博君		

---

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山本忠志君

---

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（大嶽 弘君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 小野浩史君 登壇〕

○総務部長（小野浩史君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

連続不審火の関係でございます。既に、本日の報道機関発表で御承知かと思いますが、9月9日夜、半田市の民家で車のタイヤに火をつけたとして、県警安城署などは、10日器物損壊の疑いで、岡崎市宇頭北町、無職近藤洋之容疑者（48歳）を逮捕いたしました。県内で2月以降、岡崎市や安城市、本町におきまして発生をいたしました不審火について、近藤容疑者は容疑を認め、記憶にあるだけで45件余りやったと話しているとのことであります。今後、捜査の状況をいましばらく注視をしていく必要があると思

いますが、まずもって御報告をさせていただきました。

なお、参考までに、本日の朝刊各紙の記事抜粋について、お手元に配付をさせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 小野浩史君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者14名と監査委員1名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承を願います。

---

#### 日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、11番 笹野康男君、12番 内田 等君の両名を指名します。

---

#### 日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、第39号議案から認定議案第9号までの22件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に行い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる御答弁をお願いいたします。

9月10日の本会議で、第44号議案まで質疑が終わっております。

よって、本日は、第45号議案に係る質疑から行います。

第45号議案、第46号議案、第47号議案、第48号議案、第49号議案、第50号議案、第51号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第45号議案、第46号議案、第47号議案、第48号議案、第49号議案、第50号議案、第51号議案の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第1号の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 平成24年度の一般会計の歳入歳出決算認定についてでありますけれども、この決算の中で注視すべきことが、経常収支比率の上昇であります。決算成果の説明書によれば、経常収支比率が95.6%でありまして、過去3年間の推移で見れば、83.4%から平成23年度は92.0%、それから今決算では95.6%と、90%台を超える経常収支比率になっているわけでありまして、これが説明の中では、人件費や扶助費などが歳出増ということでありまして、分母である税収の減、これによっ

て経常収支比率が増加をしたということでありまして、これについて説明を求めらるるものでありますが、扶助費の件についてお尋ねするものであります。

扶助費が、一般会計における占める割合が高くなってきたと盛んに言われているわけでありまして、前年度で比較をいたしましても、扶助費の伸びは1.7%でありまして、また人件費においても1.7%であります。これが急激に上がってきた、そうした要因につながるのかということをごさいますけれども、これについてどう分析をされたのか、お尋ねするものであります。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 経常収支比率の伸びが3.6%、前年度比較いたしまして95.6%という値になったということの要因分析についての御質問でございます。

経常収支比率につきましては、そのパーセンテージが高くなれば、いわゆる財政の硬直化があるということで、財政運営上の問題が図るべく指標であると思っております。一般的な目安としては、70%から80%を適正、90%以上は硬直化しているとされております。

若干、この推移を議員おっしゃっていただきましたけれども、平成19年度のリーマンショック前の状態では、町税が90億円あり、経常収支比率につきましては73.8%と、低かったわけでごさいますけれども、20年度から22年度につきましては、町税の減少が著しく、10数億円の減少となり、減収補填債、あるいは臨時財政対策債を借入れをいたし、比率上、この計算の上ではその額が分母にプラスをされて、比率としては低く抑えられてきた状況でございます。

23年度に92%という数値で、90%を超過をしまりました。その要因といたしましては、分子の中では、人件費と扶助費、それから分母では、町税との減少ということで、比率が悪化をしてきたという状況でございます。

また、人件費についての要因ということをごさいますけれども、職員増による給与費の増、それから昨年と比較をいたしました数値の中で、退職手当組合負担金の増という内容が要因の中に含まれております。

扶助費の関係につきましては、障害者福祉サービス費の増ということで、対前年1.7%、扶助費につきましては増をしておるという状況の中で、極めて高い数値となってきたと分析をしておるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、その中身の内容についての要因をお聞きしているわけでありまして、比較をすれば出てくるわけですね。しかし、その実態はどうかということでもあります。

扶助費につきましては、ふえたふえたと言われますが、金額的にもパーセントで見ても、前年度とはそんなに増加はしていない、急激な増加はしていないわけでありまして。人件費でもそうですね。ですから、そういったことが分母、いわゆる税収が少なくなったがために経常経費比率が上がったということはわかるわけでありまして、なぜこうも急激にこの90%台に突入したのかと、そのことを伺っておりますので、具体的にどうかということをお示しいただきたいということでもあります。

確かに、リーマンショック以降ですね、税収の悪化で投資的経費に使える金額が少なくなったというのはわかるわけでありまして。しかながら、幸田町におきましては、まだ不交付団体ということで、単年度で見れば昨年、前年度の1.05から1.07に伸びてきているわけですよ。0.02ポイント上がっているわけですが。経常収支比率について言えば、3.6上がっているという経過があるわけですので、その辺のところをどう見るかということですが、その点についてどう把握をされたのか、お尋ねするものであります。

また、経常収支比率が90以上になると、財政の硬直化を招くのではないかということも言われているわけでありまして、しかしながら、いろんな住民サービスが行き届いて成熟した自治体では、これは必ずしも悪化ということではないというようなことも言われているわけでありまして、その点について幸田町の95.6というのをどう見るかということですが、

それから、この増加した、また95%以上になった経常収支比率、これを分析をして来年度予算にどう反映させていくのかということもお聞きをしたいというふうに思うわけでありまして、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 全体的なこの伸びの中身の分母のいわゆる部分が、やはり一番大きな内容だと思っております。税収の増が見込めればよかったですけれども、実績としてこういう数値でございます。いわゆる分子のほうの人件費、扶助費につきましては、議員おっしゃっていただきましたように、パーセンテージ的には同率1.7ということでございます。こまれでも切り詰めてやってきた部分でございます。経常的な経費ということで、どうしても自治体の中では経常的支出をしなければならないということで、この分子の部分はある程度固まっておる数値の中で、いわゆる税収分母の率が減ったということが、この主な最大の要因だと思っております。

それから、成長した、いわゆる成熟した自治体については、こうした状況もと、いうことをおっしゃっていただきました。平成19年のいわゆるリーマンショック前と23年度、いわゆる他市町の状況で、同じく経常収支比率が大きく数値が上がった自治体の中には、豊田市が22.9%、碧南市が19.9%、田原市が24.2%ということで、県内の中でも大きな、私ども幸田町と同様に伸びておる状況がございます。こうした状況を考えますと、いわゆる大手の企業を抱える市の財政的な構造の部分もあるのではないかとこのように考えております。こうした要因、幸田町についてもあるのではないかとこのように考えております。

それから、95%、来年度の予算策定の中にどう反映していくかということでございます。これは、やはり人件費、物件費の部分でどのように切り詰めて考えていくかという部分になりますので、また予算編成含めまして、そうした中身、詰めてまいりたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今、税収が若干緩やかに伸びてきているということで、今補正予算にも増加を見込まれたわけでありまして、そうした面からすれば来年度に決算、今年

度決算、今年度の分の決算したときには、また若干数値が、これは経常経費比率も下がってくる可能性もなきにしもあらずと思うわけでありますが、単純に物件費や扶助費を削ればいいという問題ではないというふうに私は思います。経常経費が上がったから扶助費を削る、物件費を削る、人件費を削る、こういうことで住民にしわ寄せをしていく、そうした分析というのはやはりしていくべきではないというふうに思うわけでありませんが、その点について、どう見込まれるかということでございます。

次に、休日保育の件でございます。

この休日保育を取り組んできた1年間の結果というものが出されてきたわけでございますけれども、そうした中で、この休日保育が恒常的に仕事である場合しか受け入れないと、登録をしてそれで予約時しか受け入れない、こういう内容になっているわけでありまして、どうしても緊急、突発的に利用しなければならない人たちははじき出しているということが明らかにされてきたところでありますが、やはりこうした休日保育をせっかく取り組んできたわけでありますので、本当に困ったときに行政の保育サービスが受けられる、こういう休日保育のあり方に持っていくべきではなかろうかというものでありますけれども、その点について考えるべきことではないかというふうに思います。

また、現場の声をお聞きをいたしますと、急に来られては困ると、何があるかわからんと、こういうことで受け入れられないと、こういうことが言われましたけれども、それは幸田町の保育を受けている者が休日保育サービスを受けられるわけでありますので、何があるかわからんと、これは言い逃れではないかというふうに思うわけであります。

そうした園児の実態というのが、8園の中で明らかにされれば、これは受け入れられる、どういう園児であるかというのをわかるわけでありますので、その辺のところを休日保育を受け入れないための言いわけではないかと、私は思うわけであります。本当に困ったときに利用できる休日保育サービスであってほしいというふうに思うわけであります。その点について、改善の余地があるか、お伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 経常収支比率を単純に下げるという意味で、住民サービスの低下に及ばないよという御意見、もつともでございます。そうしたことを踏まえまして、次年度の予算等編成に当たってまいりたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 休日保育の関係でございます。さきの8月の協議会で、平成24年度の実績として報告をさせていただきました。休日保育につきましては、日平均で1.6人という実績が出てございます。この休日保育に関しまして、先ほど議員のほうからお話がありまして、登録した児童というのが67名ございます。その中で、1日の利用人数が1.6人ということは、67人はオーケーですという許可を担当としては出してございます。それが1.6人ということだと、裏返して考えますと、子どもさんを親元、またはおじいちゃん、おばあちゃん、そういった身内の方に保育をしていただいている、何らかの形で保育をしていただいているという認識でございます。子育て支援をする立場としては、喜ばしい現象かなというふうに思います。

今の議員の質問の突発的な受け入れは何とかならないかという質問でございます。先

ほど、現場では急に言われても受けられないということでございます。この休日保育というのは、菱池保育園1園で行ってございます。八つの保育園の子どもが、その日曜日にその菱池保育園に集まって保育を受けるという形になるわけでございますけども、受けたい月の前月10日までに申し込みをいただいて、その申し込みに基づいて各園からの児童の状況、健康状態、それから持病だとかアレルギーの状態、そういった状態を細かく調べまして、保育士の手当をするという準備がでございます。その関係で、きょうのあすお願いしたいと言われても、大事なお子さまを預かる以上、そういった情報がないと非常に担当としては難しいということでございます。休日保育については、給食というのはございません。水筒・弁当持参ということでございますけども、おやつが出ます。そのおやつの中に、例えばアレルギー性の卵だとか、小麦粉、そういったものが入った場合に、そういった児童の情報があれば与える、与えるというか、おやつを上げることができないという状況がでございます。そういった関係で、担当としては難しいという答弁をさせていただいたかと思えます。

ただ、今議員の言われる突発的な状況というのは、恒常的に就労して保育にかける児童ということでございますけども、その1日に関しては、保育にかけるという状況ではございます。そういった部分も含め、このマネジメントサイクルの中の見直しという部分で、一つの検討課題にしたいとは思っています。

それと、子ども・子育て支援新制度のスタートに先立ちまして、ことし9月からニーズ調査を行います。その中で、その休日保育の項目もでございます。保護者のそういった意向も踏まえて検討はしてまいりたいという考えでございます。

ただ、今の制度上では、やはり制度に基づいて許可を出したいと担当としては思っております。その突発的な対応としては、ファミリーサポートセンターがでございます。その登録を依頼会員として登録をお願いしたいという、今の時点ではそういう考えでございます。検討については、今後見直しの部分で検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町も若い世代がふえて、核家族世帯もふえてきている中で、実家が遠くにある、あるいは頼るところがない、そうした方たちが何らかの事情で保育を必要とするとき、そうしたときにやはり居住地の自治体の保育サービスに救われるということもあるわけでありまして、またファミリーサポートでは間に合わない、そういうときに利用できる、こういう柔軟な対応というものが求められるのではなかろうかとかないというふうに思うわけでありまして。

そうした中で、今度のニーズ調査の中で、実態や要望等をお聞きをされるということでもあります。いろんなケースがあるかというふうに思いますけれども。そうした中で、やはり若い世代が利用しやすい保育サービスの充実、これが求められるわけでありまして、そうした内容で取り組んで、検討をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 保育行政、保育サービスの充実という部分では、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、8番、酒向弘康君の質疑を許します。

8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） まず、成果の説明書でいいますと、73ページになります。

緊急2次医療対策負担金について、お伺いをいたします。

この表によりますと、それぞれ806万2,000円と215万3,000円という内容についてであります。これは、住民が必要に応じた医療の提供を受けれる目的で、それぞれの医療機関で夜間・休日、この緊急医療を受けるための必要経費を自治体が支弁するという事業だというふうに理解をしてるわけなんです、この仕組みであります、どの医療機関にどのような負担割合をもって支弁をされているのか。その決まり事、あるいはその仕組みについて、お伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 救急医療対策事業につきましては、今議員おっしゃられましたように、休日・夜間の救急体制をとるものでありまして、岡崎市幸田町西三河南部東医療圏といいますけれども、その中でその体制をとるために運営経費を岡崎市幸田町で負担をし、行っておる事業であります。

救急・休日医につきましては、いわゆる外来処置で対応ができるような、いわゆる初期救急といいますか、そういった初期救急のために行うものを岡崎市の医師会の会員さん、また幸田町、岡崎市の中で開業してみえるお医者さんに対応していただくもので、当番制をとり、年間を通じて行っておるものであります。

それとあわせて、岡崎市医師会の夜間救急診療所を夜間の診療対応、それから岡崎の歯科総合センターでの歯科対応を行っておるものが、1次救急でございます。救急2次につきましては、さらにもう一歩先の入院、緊急手術も可能な医療機関としまして、これは幸田町にはありませんけれども、岡崎市にある宇野病院、岡崎南病院、北斗病院、この3院の対応しておるものでございます。

費用の負担につきましては、それぞれの医療機関が従事をしていただきました日数に応じまして積算をしまして、その総額を岡崎市幸田町の両町で按分割合をしながら負担をしておるということで、平成24年度の救急1次の負担総額は8,762万7,000円、このうちの806万2,000円を幸田町、それから救急2次の負担総額では2,340万円、このうちの215万3,000円の負担を行ったというものであります。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 第2次緊急医療機関というのは幸田町にはなくて、先ほど部長言われましたね、3院だということですが、昨年度の1次の医療機関数について、お伺いをいたします。

それと、過去の本町の負担金の推移を、4～5年前ぐらいからあればお聞かせをいただきたいと思います。

そして、先ほど按分と言われましたが、これは先ほど負担金を見ると、ちょうど10

分の1が幸田町というようなふうに計算ができるわけなんですけども、人口按分でいいのかということをお聞きいたします。あるいは、その年度にお世話になった患者数の按分というふうに考えればいいのか、再度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 昨年度の1次救急の対応医療機関数につきましては、休日の当番医では、岡崎幸田にあります160機関のお医者さんと岡崎市の医師会でありませぬ夜間救急、それから岡崎歯科総合センター、これが対応された。それから、2次救急につきましては、負担金につきましては先ほどの3院でございますけれども、県のがんセンター、愛知病院も実は2次救急に入っております。これは、岡崎幸田で負担をするんじゃなく県の負担で運営をされておりますけれども、2次救急につきましては4院あるということでございます。

それから、負担金の推移につきましては、従事日数に応じまして、先ほど申し上げましたそれぞれの負担額の総額が変わりますので、日曜・休日の数であるとか、2次救急であります当番の日にちの設定によりまして若干変わる程度で、実はここ4年、5年につきましては、ほぼ横ばいずっと推移しております。特別多くなるというものではございません。日曜日、休日、夜間の関係の対応していただいているということですので、夜間でいえば365日というような関係になりますので、金額についてはさほど変わりはないということでございます。

按分の関係につきましては、総額を岡崎市幸田町の当該年度の4月1日現在の人口数で、実は按分をしてございます。ちなみに、平成24年度4月1日の人口、岡崎市で37万8,217人、幸田町では3万8,463人、割合でいきますと、岡崎で90.8%、幸田町が9.2%の割合で按分をしながら負担をしておるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 人口按分ということだということで、理解をいたしました。

今後も救急医療体制を確保し、住民の健康、あるいは命を守るために積極的な取り組みをお願いしたいというふうに思います。

次に、教育費、教育振興費についてお伺いいたします。

成果の説明書ですと、105ページになります。

就学援助特別支援学級就学奨励事業について、お伺いをいたします。

学校教育法で定められている生徒の健全な学習向上を推進するため、教育に関する経費を援助し、保護者負担を軽減するための事業というふうに理解をしております。昨年度は、この表で見ますと、小学校で合計で566名、1,030万4,000円ということでありました。この中の内訳として、就学困難な生徒向けと、もう一方の特別支援学級に在籍する生徒の人数、それとその割合はどのようになっているのか、お聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 就学援助制度につきましては、議員仰せのとおり、学校教育法に基づきまして、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して必要な援助を与えるということでありまして、市町村が独自の基準を設けまして行っておると

ころでございます。

議員申されました小学校費の状況でございますが、小学校費の認定実人数を申し上げます。トータルで174名でございます。内訳でございますが、就学援助の者が151名、特別支援の者が23名となりまして、率にいたしますと全体の就学援助が87%、特別支援の者が13%という状況になります。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 同じように、中学校費も3中学校で合計416人、990万5,000円ということでありまして。これについてもお伺いいたします。

それと、実認定者ということでありましたが、申請者に対して認定者というのはどれぐらいあったのかをお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 中学校費の就学援助の実績でございますが、中学校費におきましては、実人数は109名であります。内訳を申しますと、就学援助が95人で87%、特別支援者は14人で13%となります。また、申請者に対する認定の関係でございますが、本件は実人数でお答えをしたいと思います。

まず、就学援助分の申請につきましては、小学校では157名、中学校では96名の申請がございました。その認定状況でございますが、小学校では、先ほど申しました151名を認定、中学校では95名を認定いたしました。よって、不認定となった者につきましては、小学校は6名、中学校は1名であります。いずれも、家族構成の状況から、所得が基準に対し超過したということが不認定の理由でございます。

なお、特別支援に係る申請でございますが、小学校は23名の申請、中学校では14名の申請、全て認定でございます。この結果につきましては、定例教育委員会に報告するとともに、申請者あてにも結果を通知しておるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 全国ではまだまだ不況という中で、過去最高の155万人の児童が就学援助を受けるということでありまして、全国の全児童の15%という数字もあるようではありますが、本町の特徴的なことがあればお聞かせをください。全児童の何%かというのあれば、聞きたいと思っております。また、近隣との状況、比較等々あれば、お聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 就学援助制度につきましては、文科省の調査結果によりまして、年々増加という傾向であるということでありまして。

本町の状況について、傾向と特徴ではありますが、特に平成20年のリーマンショック、この影響を受けた経済状況などから、認定者数が平成21年度に大きく増加いたしました。数値で申し上げますと、191件が225件と、34件の増、17.8%の増でございました。その後、認定者数は微増傾向となっております。数値で申し上げますと、就学援助認定の児童・生徒数に対する割合でございますが、平成20年度が5.5%でありました。平成21年度は、6.3%に急増をいたしました。以後、6.3%で横ばい、

平成24年度は若干増となりましたが、6.7%でありました。

近隣の状況の比較ということでございますが、就学援助の認定者数についてでございますが、本町と同様に、21年度には大幅な増加、以降横ばいという傾向でございます。同様に、児童・生徒数に対する認定者の割合につきましては、平成24年度の状況を聞き取りいたしましたところ、近隣では4.5%の低いところもございますが、7.8%が8.9%という情報でありましたので、本町は全体平均しますと、若干低い状況と思われれます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 状況がよくわかりました。今後も適正な支援により、健全な学習向上に結びつく事業を進めていただきたいというふうに思います。

次に、今度決算書のほうの388ページに表がございます。

財産に関する調書の中の物品について、お聞きをいたします。

物品の展示・収蔵品類の絵画は、17点ということであります。彫刻が7点、工芸品が4点等々表になっておるわけなんですけど、合計で54点で、昨年度は増減はないということでありました。

こういった展示品であります絵画等々は、寄附によるものが多いかというふうには思うわけなんですけど、特に美術工芸品等のいわゆる財産は、どこにどんなものがあり、どの程度の財産としての価値があるのか。また、著名な方の作品等があれば、お聞かせをいただきたいと思います。防犯上、不都合なものは控えていただいても結構ですので、お願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 物品の展示収蔵品の場所と、それから特にいろんなものがどこに置いてあるかという御質問でございます。

まず、主なものということでお願いをしたいと思います。絵画につきましては、役場庁舎1階ロビー、税務課の壁のところにあります障壁画、瀬戸市出身の陶芸家でございます。鈴木青々作の障壁画、これにつきまして高額の800万円、なお取得時の概算価格ということで、金額はそうしたことでございます。そのほかに、ふるさと町民洋画家の中根 寛作のどんちょうの原画が町民会館にあります。さくらホールとつばきホールのどんちょうを描いた、その原画がそれぞれ町民会館のほうには展示がしてございます。その他、版画、絵画含めまして、町長室、議員控室、町民会館等でございます。計17点、約2,600万円程度でございます。それから、彫刻につきましては、主なものとしては、町民会館のさくらホールの入り口に、岡崎市出身の中島智美作「昼寝の子」初め4点、68万円でございます。それから、工芸品につきましては、町長応接室、それから議長室にございます九谷焼、七宝焼の花瓶等合わせ4点、約218万円。書につきましては、1階役場庁舎の玄関にもございますが、ふるさと町民の書道家、山本直作「躍進」ほか4点、約150万円でございます。

主に、寄贈をいただきましたものが多いと。この庁舎ができる際、昭和60年、あるいは町民会館のオープン時、平成7年に御寄贈をいただいたもの、一部購入したのものも含めまして、こうしたものが現在私どもの展示収蔵品としてございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 物品につきましては、地方自治法第237条第1項で、公有財産債権及び基金ともに財産として位置づけられ、その管理運用は地方財政法第8条において、「地方公共団体の財産は、常に良好の状況に置いてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない」というふうに規定をされております。こういったことで、現在全く倉庫の中で眠っているような物品等々はないか。また、今後のこういった財産の有効な活用の考え方についても、お伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 所有しております、これは寄贈していただいたものを含めまして、収蔵品類につきましては、全て主要な施設に展示をしていくという方針を持っておりまして、倉庫に保管をしておるといものはございません。今後も引き続き、利用者の方々や一般町民の方々に見ていただけるような形で設置をしてみたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 全部展示してあるということですね。こういった展示物、いわゆる財産の管理や保護など、コストについてはどの程度かかっているのか。また、備品の保管に係る管理・点検体制等々は確立されているのかについてもお聞きをします。

それと、最後に、町が保有する美術品・工芸品など、どれが価値のある財産で、どれが、まあ言い方は悪いですけども、価値がない、単なる展示物なのか。財産とするのか、そうでない物、その基準はどのような仕組みの中で決められているのか、お聞きをしたいと思います。

簡単に言いますと、たとえばちょっとよくないですけど、私が油絵を描いて町に寄附をしたとします。私は、絵心全くないもので、その油絵は全く価値はないということで間違いはないんですが、これを財産とするのか、いやこれはただの物なのか、単なる寄附だということで価値があるのか、ないのか、あるいは財産にするのかといったような決め事とはどこで決まっていくのかということについても、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、管理・保管の方法等につきましてでございます。保護、今ある工芸品等を保護していく、あるいは保管についての特別な決め事というものは持っておりませんが、先ほども申しましたように、今全て展示をしておるといようなことから、管理・点検体制についても特別なルールは持っておりませんが、日常点検という中で施設管理や清掃作業の中で、そうした管理をしているのが実情でございます。

それから、防犯上の問題もあるということでございますけれども、各施設を管理する上で、施設管理専門業者等によります防犯対策につきましては、その施設の中の対策として講じられているという状況となっております。

それから、いわゆる財産の中のそうした価値のあるもの、ないものというようなことの例をとってのお話もございました。まず、備品という位置づけを持ってございます。

幸田町のまず所有物であること、その備品に該当するかどうかということでございます。備品としましては、財産管理規則がございまして、物品の性質または形状を変えることなく、比較的長期の反復の使用に耐える物ということ。それから、取得単価、不明な場合は見積金額によるというふうにしておりますけれども、2万円以上の物というふうな基準を思っております。

議員が描かれた絵と、その額の相当額が、額の値段が2万円以上だったらどうという問題もあるわけですが、そうした一定の基準としては2万円というような基準をもって現在当たらせていただいているところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 8番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午前 9時49分

---

再開 午前 9時59分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） この決算年度の予算編成に当たって、町長の施政方針、その中で述べられているのは、安心な暮らしを守るための予算だよと、こういう位置づけで24年度の予算編成がなされた。で、1年間過ぎて今、決算を迎えておるわけですが、結果的にそういう施政方針を受けて、24年度の内容は上でき論だったと、万々歳だと、こういう評価なのかどうなのか、まずその点からお尋ねします。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今、万々歳かどうかというお話でありますけれども、常に完全ではないというふうに思っております。将来にわたって完璧な行政ってあり得ないだろうと。それに対して邁進するのが、我々の職務だろうというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まあ、お説のとおり。じゃあ常に前向きにということで、完全はないよということですか、そうしたときに、いろんなところからいろんな指摘があると、どうだといったときに、そういう指摘をずっと素直に受け入れて、じゃあそうしましよんていうことは全然ないわけやな。結局、万々歳じゃねえけど、わしの言ってやったことはもう絶対だと、こういう極めて硬直した評価をされるということは、結果的には万々歳だと、言葉の裏返しじゃないのかと。

言われるうに、常に完全を目指せというようなことを言われながらも、いろんな点でいろんな問題があるから、それを乗り越えながら、より住民の暮らしに役立つようなまちの政治を進めていかなきゃいかんよという形の中で、議会の側からそれぞれいろんな提案や指摘はされても、それを素直には受けとらんですよね。そういう点は、どういうふうにお考えですか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 私、素直にやってるつもりでありますけれども、どういう考えでそ

ういうふうにお話しされるかよくわかりませんが、多くの人たちの耳からいろんなことを教えていただきながら進めておるのが現状でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） だから、どういう考えでそんなもんやって、へたに答弁するとおどしくられちゃうなど、そういう警戒心があるもんだんな、聞いとると見え見えになっちゃう、そういうことを、もちろんないとは申しませんが、素直だから。ないとは申しませんが、要はあなた方自身が、上でき論だよと、結果的に上でき論だよという形でピリオドを打たれると、そこから学ぶべきものは何もないなという形になるわけです。

そうした中で、町長が、この年度でいけば2年目になる事業仕分けをされたらと、事業仕分けの目的は何だという形で、あなたが町長名で出された文書の中で、「事業仕分けの目的という点でいけば、歳出削減を目的として事業仕分けを実施をするもんだよ」と、こういう文書を出されております。ですから、結局事業仕分けとは何なのか、歳出削減を目的とすると、歳出削減というのは、いわゆる予算を削る、予算を削ればどうするかといったら、事業を質を落とす、住民のサービスを切り縮めていく、こういう歳出予算を削減するのが事業仕分けの目的ですよという、あなた自身が文書で示しておられるわけです。

そういう感覚で、この事業仕分けを見たときに、どういうものが生まれてくるのかという点を説明をいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） まあ事業仕分けの件でございますけれども、ことしで3回目を実施をさせていただきました。事業仕分けにおきましては、今までの、もう何年もやってきて、それを見直しがかかってないような事業を新たに見直ししながら、町民目線で、町民の皆さんに見える化ということを大前提に行ったわけでありまして、歳出を削減するというのは、一番最初からの大きな目的でお話してないはずであります。見える化という行政の中身を多くの町民の皆さんに見ていただくと、それが大前提でありまして、それをスクラップ・アンド・ビルド、見直しをかけていく、それが大きな主眼でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは、あなたの言葉の問題です、一昨年この事業仕分けを取り組むに当たって、どういう目的なのかという点で町長が言われてるのは、「歳出削減を目的として事業仕分けを実施をする」、こういうことを言ってるわけよ。そういう点でいくと、まず削減ありきと、削減ありきの上に立ってどうへ理屈、は理屈つけていくかといったら、それは町民目線ですよと、事業の見える化ですよと、取ってつけた場合、いう形になるわけじゃないですか。そういう点からいくと、先ほど申し上げたとおり、この決算年度の総括的なものは上でき論だったと、他からの批判を受け入れずと、こういうことになってきたときに、そっからは何も前進は生まれてこんですよ。

そういう点で、もう少し踏み込んでいきますが、昨年の事業仕分けの中で、コーディネーターを務められたのが大学の教授の石井さんという、大変個性の強い方でございます。私も傍聴をしておりましたが、補助金とは、特定個人に交付をされるから不公

平だと、補助金とはな、こういうことを平然と言われるわけだ。補助金とは、もともと特定の個人、特定の団体にいろんな要件があって、それをクリアすれば交付される、それが補助金。そういう補助金は不公平じゃないかと、こういうことを平然と言われる。もしそれを不公平だよということを是認すれば、全町民に漏れなくやるのが不公平じゃないか、まさにばらまきですわ。ばらまきをやりなさいよと、特定の個人や組織にやることは行政の不公平じゃねえのか、こういうコーディネーターとして発言をされております。

さらに、シルバー人材センターが、依頼を受けて個々の住民の庭木の剪定をやる。シルバーが庭木の設定をやったことによって、幸田町の中の庭木屋さん減っちゃったじゃないかと、廃業に追い込まれたやないか。シルバーの仕事は民業圧迫じゃないかと、こういうことが平然として言われる。これが事業仕分けだと。

さらに圧巻は、歯周病菌だったかな、歯周病ですね、歯科の歯周病の健診に当たってね、歯医者によしあしがあると、できのいい歯医者、できの悪い歯医者があるてそれは私は肯定はせんですよ。しかし、それを町の広報紙やホームページで皆さんにお知らせしなさいよと、まさに民業圧迫を片一方で語りながら、片一方で民業圧迫やってだね、できのいい子、悪い子、普通の子と、こういう仕分けをしなさいよというコーディネーター、そのコーディネーターの質の問題がありますけども、大もとはこれが事業の見える化だと、これが事業仕分けですよ。

こういうことで、それが町民目線の仕分けなのかという点でいきますと、この24年度に行われた、23、24、25とね、この3カ年やられて、初年度は私は出ておりませんが、報告は見ております。そうしたときに、まさにこの24年度の仕分けというのは、特異中の特異と、特異というのは、極めて異質な体質を持ったという意味合いの特異です。の事業仕分けと、こういうふうに私は見るわけですが、そこら辺はどういう見方をされておりますか。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 事業仕分けにつきましては、3年ずっとやってきておるわけでありすけれども、一番最初は町の関連する方たちの仕分け人ということで、町と関連する方たちのどういうふうにするかということで、本当に一生懸命やっていただいて、1回目をやらせていただきました。2回目につきましては、ちょっと形を変えてみようということで、新たな滋賀大学の先生をお招きして行ったということでもあります。

その問題が、今伊藤議員がいろいろおっしゃったわけでありすけれども、25年度におきましては、いろいろ考える中において、近隣からも今までの幸田町方式が一番それはいい方法じゃないかというようなお褒めもいただいた。一番1回目ですね、初回目やりました。やった部分が、それで今回もまた新たに25年度につきましても、そのような方向に戻したということもございます。

方法につきましては、いろいろあろうかと思っておりますけれども、平成24年度におきましては、外部の方をお入れしたということでのちょっとニュアンスが違うかなというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 外部を入れた、入れたそのコーディネーターの目線とは何ぞやというの、先ほど申し上げたとおり。いやあっちから、ほかのほうからも幸田町方式が評価されておりますよというのは、まさに自画自賛でしょ、上でき論を物を変えた時点から物を言って、さあどうだと言われても、そんなもの物言えへんがな、私は。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） いや、初年度のお話をさせていただいた。初年度やりまして、次年度が滋賀大のその先生を導入してやったわけですよ。その結果どうだったかということで、この25年度になってきたということは、要するに幸田町の一番最初にやって、皆さんが苦しんでやった方法が一番よかったなということが、この25年度にまだ反映されているということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まあ結果を論じるのは誰でもできるということですが、要は結果を論じながら、そこからどういう教訓を酌んで、今町長の言われる事業仕分けとは、町民目線で見える化を進めるということの大義名分が、この24年度の事業の中でそれが実現されたのかどうなのかとなりますと、多くの人は、これを参観した多くの人たちは事業仕分けとは何ぞやと、切って捨てるだけで、結局コーディネーターのポリシーがなくて、こっちこっちもここへ行って、そのために部課長がひっかき回されて、ですから議会の中でもね、課長いじめじゃないかという指摘が出てくると。やっぱりそれは私だけが言っとるんじゃないです。立場が違う議員がね、ああ事業仕分けというのはああやるか、課長いじめじゃないかということが議会で指摘されるというのは、やっぱり問題のあった事業仕分けが24年度で行われたということは、これは否めない事実だというふうに思います。

次に、羽根淵監査委員、御苦労さまでございます。何回か、この中で定期監査というものを実施をされております。その中で、共通事項として指摘している定期監査の関係がでございます。

一つは、ことしの2月5日に行われた定期監査、それから昨年12月27日に行われた定期監査の関係、さらに同じく昨年11月28日に行われた定期監査、ここで共通事項という形で出されております。ほかにも、昨年5月30日に行われたのもあるわけですが、この共通事項の中で、備品管理と、備品管理について台帳と現物の照合作業が行われてるのかどうなのかと、これは疑わしいじゃないか、きちっとしとれと、現物との照合が極めて不十分だという指摘が、この年度の中で4回行われていると。そのことに対して、じゃあ監査委員が指摘をされた、その指摘されたことに対してフォローはされたかどうかというについて、お尋ねをします。

○議長（大嶽 弘君） 監査委員。

○監査委員（羽根淵保博君） 監査の指摘事項につきましては、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査指摘事項措置状況通知書、これより各所管課における措置状況の報告を受けております。

また、この措置状況通知書につきましては、決算審査資料の一部として、必要に応じて所管課に聞き取りを行うなど、他の項目とあわせて決算審査の確認事項として位置づ

けております。

なお、今回の備品管理、台帳管理の監査につきましては、個別の備品について行ったものではなく、備品台帳との照合がなされているか。また、なされているならば、いつ、誰が行ったかを明確にするよう指摘したものでございます。なお、備品管理、台帳管理に関しましては、後ろ向き、非生産的な仕事のように思われますが、極めて基本的な事項でございます。したがって、今後も定期監査等における確認項目として、引き続き実施していく予定でございます。

ちなみに、平成24年、先ほど議員申されました定期監査におきまして、備品管理、台帳管理の不備を指摘した件数は13件でありましたが、本年4月3日現在、この措置制度につきましては、実施済み4件、一部実施2件、未実施7件であります。一部実施、未実施につきましても、引き続き実施していくとのことであり、今後においても実施状況の確認を続けてまいりたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 監査委員の言われるように、いわゆるこうした定期監査、備品管理の関係は、後ろ向きじゃないんですよ。まさに町民の共有の財産たる備品が、台帳にきちっと記載されて、台帳どおりの点検も整備もされておるのかと、担当者が誰なのかということがきちっとしとらへんじゃないかという指摘をされとるわけですよ。

ここ、どこの課がどうのということは全部申しません。例えば、直近でいけば、25年の2月5日に住民課、こども課、福祉課、健康課というところが監査の対象になった。それが全てかということは別に、健康課は除くと書いてありますわね。共通事項として、備品管理については、台帳と現物の照合作業を行われとへん、誰が担当しとるだと、大体同じようなことが書いてある。

そこで、副町長、あなたは内部事務を統括する立場にある。監査で指摘される、年間の監査が何回か定期監査が行われて、その何回かの中で同じ共通事項として指摘をするんだよという指摘の中で、備品の管理やら台帳の整備、担当者が誰かというものが万たび出されたときに、あなたどういうふうにお考えなのか。この定期検査の結果について、あなたのところにも決裁は回るとははずなんだ。それ見て、ああそうかいなといってぺたんとして押しすぐ回しちゃったのかと。

内部事務を統括する立場にある人が、監査委員から同じような共通事項として毎回といたら語弊があるけど、毎回のように指摘をされているときに、あなたはどういう感覚でこの問題を見詰めて、今後の監査で指摘されないように、内部事務としてどう整えていくのかという点で、何もやってこなかったなという指摘ができるわけですが、そこら辺はどういうふうにとめておられますか。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） ただいま監査委員さんから指摘ありましたように、備品管理につきましては、基本的な事項ということで大変重要なことでございます。町が預かった税金で購入した備品等につきましては、当然その用途、また使われ方、そういったものは、いつ、どこで、どのような指摘があっても答えられるようにしておかなくちゃいけないということでございます。

今回におきましても、まだ監査等におきまして管理備品等の不備等指摘をいただいているところもございますし、そういった一部実施、未実施の課というところも大変多うございます。そういった意味におきましても、私としても自覚が足りないなと思っております。今後におきましても、そういったところについては、十分自分なりの視点として配慮してまいりたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） お役所言葉の事なかれで流していく、こういう答弁の内容だなと、私はそういうふうに受けとめました。

つまりね、例えば住民課、こども課、福祉課、さらに水道課、環境課、産業振興課、土木課、都市計画課、下水道課、ずっと大概のところは定期監査で備品の台帳から関係がずれたって全部わかってきちゃうわけだ。ということがずっとあってね、今後なきように言ったら、こんなものはしょっちゅうやっ取るわけだ。

だから、あなたが職務として、職務として内部事務を統括するその立場として、監査委員からこういう指摘があったときに、次に監査委員から指摘をされないように、内部を統括するあなたの職務としてね、やっぱり課に上がってきた課だけチェックしたって何にもならへんわけだ。共通事項というのは、共通の認識を持った上で仕事をしとるだよという監査委員の指摘なんだ。その指摘を真摯に受けとめて、二度と同じような指摘を受けないように、あなたは副町長しとって、何をなすべきかということんだ。明確にしていきたい。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今後におきましては、部内会議等、こういった監査委員の御指摘に対して、それぞれ具体的に、次回そのような指摘が繰り返されないような指摘に対して、各部長、管理職等十分戒めて、今後の対応について当たってまいりたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第1号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第2号の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、認定議案第2号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第3号の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 成果の説明書の139ページで、国民健康保険特別会計の歳入で見ますと、収入未済額が2億4,467万2,000円という金額に至っております。そういう中で、この金額が調定額の4分の1に当たってくるわけでありましてけれども、この対策についてお伺いするものであります。

国保につきましては、この滞納についての対策もとられているわけでありまして、その成果がなかなか見えてこないという中で、毎回同じことが言われるわけでありまして、この対策がどうなってきたのか、お尋ねするものであります。

次に、財政調整交付金が7%から9%に引き上げられたと、県の支出金でございます

が、これは引き続き9%でこれが引き上げられたのか、なぜこのように引き上げられたのか、その理由についてお答えいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 国民健康保険税の滞納、これは実は町税もそうですけれども、滞納のことにつきましては、事あるたびに私どもも実は懸念をし、また議員の皆様方からも御指摘をいただいております。平成24年度で2億4,400万円、実際この中では、その現年分と過年分というのがあるわけですが、過年分で1億8,100万円ほどあるわけですが、この対策については、実は昨年度も、その前の年も多分同じお答えをしながら対応をさせていただいておったと思いますけれども、いかんせんその保険者の方々のいわゆる滞納する状況というのは、実はさまざまであります。納税相談での当然お話をし、説得をし、さらには分納誓約、今では差し押さえ等もさせていただきながら対応させていただいているというのが、今までも変わっておりませんし、実は現在も同じ状況であります。

その中で、じゃあその成果が見えてこないということでありましたが、これは実は本当にもうしっかりとその対策というのをとれる方法があれば、私も実は知りたいわけでありまして、各市町村、またはほかの県の中でも同じでありますので、その対応にはもう本当に肅々と、淡々と説得をしながら対応をしていくしか実は方法がないかなというふうに思います。が、しかし、少なくしなくてはなりませんので、これは税務課のほうとあわせて、収納については連携をしながら、その滞納については解消できるように努めていきたいというふうに考えております。

もう一点の調整交付金の関係でございますけれども、これにつきましては県のこの財政調整交付金の調整機能の強化のため、それから共同安定化事業の拡大の推進のために引き上げられたものでありまして、実際に7%から9%に平成24年度から引き上げられたということでございます。ちなみに、平成24年度で幸田町がいただいたのは9.7%であったということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 滞納繰り越し分が、1億8,500万円ということであります。

この表で見ますと、その中で、医療分につきましては不納欠損で落とされたのが1,668万円で、後期高齢分、それから介護分合わせて2,372万円が不納欠損で落とされているわけですが、こうしたこれが滞納繰り越しで、率で見ますと約15%ほどだというふうに思うわけでありまして、こうしたことからこの滞納繰り越し分の滞納額を不納欠損で年数が来ると落としてしまうというようなことで、滞納も減ってくるわけですが、これをずっと不納欠損で落とさないとした場合には、どのようになっていくのかということですよ。この不納欠損で落とす基準というものについて、お答えがいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 不納欠損につきましては、過年度分のものにつきまして対応させていただいております。不納欠損につきましては、通常国民健康保険税というのは5年で時効が来ます。その5年時効を待って、その効力がなくなっ

たということで不納欠損をするもの、または執行停止があるわけですが、例えば資力がない、担税力、まあいわゆる納めていただくのが本当に大変だという方については執行停止を行うわけですが、この執行停止につきましては、3年ということを持っておりまして、そのどちらかが経過したものについて不納欠損をしておるということでもあります。

不納欠損がなくなるとどうなるというのは、時効については、当然これは切れてしまいうのであれですが、不納欠損についてはやらなければ時効を待って、そこで不納欠損をせざるを得ないということになろうかと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この不納欠損で落とすのが、執行停止が3年ということですが、どうしても納められない、こういう方たちは執行停止ということで不納欠損で落とす、この率はどれぐらいになるのか、そういうのは調査をされているわけでしょうか。

なぜこんなことを聞くかといいますと、例えば今、国保税が非常に高いと、こういう中でこの低所得者層に占める国保の割合が高いということは、誰しもが納得していることであるわけですがけれども、要するに本当に納めたくても納められない、こういう状況になっている国保税ということがうかがえるかというふうに思いますが、この執行停止の割合というのはどれぐらいになるか、この点についてお聞かせいただけたらと思うわけでありませう。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 主要な施策の成果の説明書の24、25ページに、町税等の不納欠損の執行停止の状況ということで書かせていただいております。

②の法第15条の7の4を執行停止後3年経過ということで、下から2段目になりますけれども、ここの185件、960万円余りですが、この金額が執行停止の関係の金額であります。全体で言うと、40.8%になるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この不納欠損で落とすうちの40.8%が、本当に納められない額だというふうに言われるわけでありませう。本当に納められない額というのは、もう納めたら生活さえもできないという、こういう状況だというふうに思うわけでありませうが、裏を返せば、これは納められない金額が国保税としてかけられているということになるのでしょうか。その点について、お答えがいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） これは、実際に納められるかられないかというのは、実は私はその各それぞれの住民の方々の状況というのは、本当に事細かに内容を承知しているわけではありませうので、何とも申し上げられませうが。

国保税については、例えば本当に生活が困ってお見えになる方に関していえば、例えば生活保護であるとか、そういった方々については当然国保料というのは免除がされる。軽減免除というものもありますし、本当に納められないそれぞれの方々の状況、例えばほかの、これは言い方が悪いですがけれども、趣味嗜好なのかわかりませうが、ほかのものを優先にし、国保税を納められないのか、わしゃ医者にかかってないから、国保税何で納めなきやいけないかという方も実は中にはお見えになります。この方たちが執行停

止とは言いませんけれども、その方たちのその状況に応じて、その中身はわかりませんので何とも言えませんが、ただこれは決まりの中で一般の方々と、その減免もしながら応益の負担をしていただくというのが基本的な原則でございますので、これはお願いをしていくしかないかなというふうには考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ちょっと論点のはちやめちやなように聞こえるわけではありますが、いわゆる本当に納めたくても納められない、こうした人たちを執行停止として3年間で不納欠損で落としていくんだよという説明がありました。ところが、この執行停止の現状は、裏を返せば高い国保税がかけられてるから、本当にその低所得者層にとってはとても納められない金額になるんだよというのを聞いたら、まあ趣味嗜好が違うから納めないのかどうかかわらんという、じゃあ町民の置かれている現状はどうか、加入者の置かれている現状はどうかの把握をというのはされていないことによって執行停止をされたのか、よくわからないわけでありまして。

ですから、本当に納められない金額がかけられているとするならば、私はこれはきっちと減免制度を拡充をしながらやっていかなければならないものではないかなということと言いたかったわけでありまして、その点については、国保の減免制度の不十分さがあらわれているのかということでございますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 申しわけありません。国保税についての一般的な、先ほど話をさせていただいてしまいましたので、執行停止の関係とは若干違ったかもしれませんが、執行停止については、先ほど申し上げました資力がない、どうにも納められない、いわゆる生活困窮者であるとか、そういった方でありまして。当然、これは国の考えておる社会保障制度ということでありまして、そういった方々に対しての対応として位置づけられておることでありまして、これは負担をどこに求めるかというのが、実際には国のほうの関係もありますので、減免制度を拡充すれば、当然こちら財源をどこで求めるかといったようなこともあります。

このことについては、その対応について実はどこの市町村も同じような悩みをしております、その関係が減免制度についての研究というのは、実はそれぞれの市町村でも行われておることでありまして、私どもも同じく、やはり今後も当然研究をしていく必要があるのではないかなというふうな認識をしております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第3号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第4号の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を別の保険制度で追いつめるのでありまして、この保険料につきましてはつきましては、2年ごとに引き上げてくる。高齢化率が進めば、さらこれが保険料の上昇となってあらわれてくるというも

のであります。

この決算年度では、1人平均8万210円、限度額が55万円となったわけでありませうけれども、この医療制度における限度額の人数は何人になったのでしょうか。お伺いするものであります。

また、滞納者もふえてきているわけでありませうけれども、その中で収納率は99.5%ということでありませう。滞納額が112万4,000円という金額が示されているわけでありませうけれども、この滞納者の人数と短期保険証の発行数について、お伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 後期高齢の関係の保険料につきましては、2年ごとに引き上げをさせていただいておりますが、現在55万円の限度額の人数は、平成24年度で30人でございます。それから、滞納の関係につきましては、平成24年度で117万円ほどでございますけれども、18名の方が滞納者ということになっております。

短期保険証の発行につきましては、1カ月、2カ月、6カ月という種類があるわけですが、平成24年度では4名の方に短期保険証を発行しております。ちなみに、1カ月の方が一人、2カ月が二人、6カ月については一人ということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この限度額が55万円ということで、30人の人数が限度額のいっぱいだよということでありませうが、実質この世帯で考えられるわけでありませうので、実際、75歳以上の高齢者の方が余り自分のお金を持っていなくても、家族の収入が多いと限度額いっぱいになってしまうということで、その点についての把握というのはして見えるかどうか、現状についてお尋ねしたいと思います。

それから、短期保険証であります、1カ月の発行が1人ということで、2カ月が2人、6カ月が1人ということなんですけれども、1カ月、2カ月はあつという間に来てしまつて、保険証が預かりなどになってしまう事例があるのではなからうかと思うわけでありませうが、その点について、後期高齢者につきましては資格証は発行しないということになっております。

しかしながら、実態はこのように短期保険証で保険証が手元がないという状況があつてはならないわけでありませうが、その点についてはどういふ対応をしてみえるか、お尋ねしたいと思います。病院にかかりたくても、保険証が手元になればかかれぬ、こういう事例のないようにすべきだと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 申しわけありません。ちょっと限度額の方の状況という中で、世帯というのはちょっと私も今ここにありませんので、お答えができません。

それと、短期保険証の関係の1カ月ですけれども、この短期保険証をもともと出す目的というのは、なるべくその保険者の方と接触をさせていただきながら、納税についてお話をし、御理解をいただきながら納めていただくというのが目的でございます。これは、国保でも同じですけれども、なかなか1カ月というのは余り本当は出すというのは効果がないのかもしれませんが、なるべく回数を多く、いわゆるその面談の回数を多くす

るための一つの方法として1カ月を発行させていただきとすることで、通常の医療の関係については、特別問題なくそれでやれるのではないかなというふうには理解しております。先ほど言いました、なるべく面談をふやしていきたいというのが目的でございますので、よろしくお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 決算特別委員会のほうに回しまして、短期保険証の発行でちょっと再度お聞きしたいというふうに思いますが、とめ置きということで、面談に応じられない、高齢者の場合はですね、なかなか役場に来ることもできない、こういう実態もあるかというふうに思いますが、この1カ月は1カ月ごとの発行ですので、これを毎回毎回12カ月繰り返しているということになるわけですね。ですから、これが例えば医療機関にかかりたいと思ってもかかれないでいるとしたら、大問題であります。

そういうことがないように、この1カ月、2カ月の対応、3人については、どういう対応になっているのか。保険証が手元にある状況になっているのか、その点について調査をし、また答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 当然、今言われるように、なかなかこちらに来ていただけないということもございますので、高齢者の方には切れる前に電話でお知らせをしながら、お話をさせていただきながら対応させていただいておるとというのが現状だということで、承知しております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第4号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第5号の質疑を行います

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 介護保険制度につきましては、さらに改悪が予定をされているわけでありまして、とりわけ介護度の低い方たちにとっては、介護の取り上げが予定をされる。こういうような今状況になってきている中で、そもそもの発端となったこの新認定基準、これによって要介護の低い人たちをつくり出す仕組みというのができました。その中で、この新認定基準の見直しによって非該当、あるいは介護度が低くなった人数について、お答えいただきたいというふうに思います。

また、この年度につきましては、第5期ということで介護保険料が見直しをされ、引き上げられた年であります。そういう中で、普通徴収の滞納が増加している実態がございしますが、この点についてお答えいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 認定の基準につきまして、平成21年度に変更をされておるわけですが、24年度中に更新のための認定申請577件の審査をしました。そのうち、非該当になった者につきましては12件、2.1%でございます。軽度化の者につきましては91件の15.8%ということになっております。

第5期の介護保険で、料金の見直しをということで、増加をしておるといっております

が、平成24年度の普通徴収の滞納額につきましては、103人の方で249万1,760円というのが現状でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 577件の認定審査によって非該当が12件あった。さらに、介護度が低くなったのが91件もあるということで理解をしてよろしいでしょうかということでもあります。

これが、そうであるならば、この新認定基準によって、本来介護を受けたいと、要するに介護保険を利用したいと思っている人が認定審査を受けるわけでありますので、介護を希望する人というふうになるわけですよ。ところが、実際は非該当で、保険料を納めても保険は使えない。今まで受けていた介護が低くなったために、枠がまた低く下げられて受けられなくなったと、こういう実態でありますので、そういう人たちが103件にも上るということでもあります。

じゃあこういう人たちはどこを利用したらいいのかということではありますが、今度考えられている介護保険制度の見直しは、さらにまた悪くなってくるというような状況がありますが、こうした介護取り上げにつながる、こういうものになってくるのではなかろうかというふうに思うわけでもあります。

また、この軽度化になった91件の方々の実態はどうなのかということではありますが、その点については把握をしておられるでしょうか。もし、していられなかったら、また決算特別委員会の中でお聞きしたいというふうに思いますので、お答えいただきたいというふうに思います。

それから、普通徴収にかかわっては、これは年金から天引きされない方が普通徴収に回るわけであります。普通徴収に回る方たちの実態はというと、把握をしておられるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 人数につきましては、先ほど申しあげました非該当12人、軽度化が91人ということでございます。

この認定につきまして、これ一般的な話でございますけれども、通常新規申請の場合につきましては、認定を受けた後、6カ月後に更新認定、さらに更新認定につきましては要支援と認定された場合につきましては、当然12カ月後にまた審査とかいうことになるわけですが、この認定につきましては、認定調査員の方が本人さんの状態確認、家族等の聞き取りも含めましてその調査をさせていただきます。

その結果をコンピューターに入れて、第1次判定をし、その後、その判定結果を介護認定審査会におきまして、主治医の方の意見書をもとに合議制で第2次審査というようになります。この第2次審査の中では、実はほとんど下がるケースというのは余りないんですが、ここで下がった要因としては、例えば脳梗塞等で介護になったよということで入院をされておった方が回復をされ、更新時において該当しなくなるケースなども実はあります。

ちょっとその実態というのは、私はここで内容を把握しておりませんので、申しわけございませんが。その後のフォローにつきましては、例えば、地域支援事業でのフォロ

一サービスであるとか、老人福祉センターでの日帰りデイサービス等が考えられるかと思えますけれども、それぞれの実態に合わせてそういったフォローはさせていただいておるといふふうに認識はしております。

それから、普通徴収の関係ですけれども、通常、年金天引きがされますが、例えば社会保険等からそういったほかの2号被保険者のときに加入しておる社会保険等からの天引きじゃなくて、年金から天引きがされるまでの間というものにつきましては、実は6カ月程度の普通徴収期間というのが発生をしております。この方たちが多いということの承知ぐらいでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 認定に当たって介護度が低くなった、こういう事例はいろいろと困り事や相談等の中で出てくるわけでありまして、特に軽度の認知症の方であれば、これが介護度が低くなってしまふという、こういうようなことが大きな問題となってくるわけでありまして、いわゆるこの認定調査員の聞き取り、状況判断、これが大きく左右されるわけでありまして、ですから、そうした点において、この認定調査員の聞き取り調査、これが一番重視されますので、その辺の問題もあるかというふうに思いますので、この辺をどうやっていくかということにつながるかというふうに思います。その点で、きちっとこの調査活動についての充実をさせていただきたいというふうに思います。

それから、普通徴収におきましては、確かに社会保険から移行をする、そういう中で年金から天引きが間に合わないがためにこれが普通徴収となる、この事例はありますけれども、いわゆる年金からも引けないという、こういう普通徴収があるわけです。ですから、この滞納が、どうしたところの滞納なのか見きわめる必要があるというふうに思うわけでありまして、ですから、普通徴収における滞納がどちらのほうの滞納が多いのか、その点について分析しておられたらお答えがいただきたいというふうに思いますが。

また、この普通徴収の中で、生活困窮、あるいは年金から天引きされ、引くに引けないという、こういう方たちの基準がありますよね、金額が、年金額の、引けない金額。ですから、そうした人たちの滞納がどれぐらいあるのかということで、もしもそれがずっと滞納につながるようであるならば、これは減免制度をきちっと拡充をしてやっていくべきではなかろうかというふうに思うわけでありまして。

一度、保険料や利用料の減免制度は見直しをされました。まだまだ不十分ということで、またこの見直しのときに考えたいというようなことも言われていたわけでありまして、残念ながら第5期の見直しのときには拡充がされてこなかったわけでありまして、こうしたいろんな状況を決算の中で酌み取りながら、きちんと減免制度の拡充をしていくべきではなかろうかというふうに思うわけでありまして、その点についてお答えがいただきたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 調査員の方々の調査につきましては、ある一定の基準を持って当然やっていただいておりますので、当然その内容の充実については、また改めて伝えていきたいというふうには思います。

滞納の関係につきましては、申しわけございません。私がちょっと検証をしてございませんので、私からお答えが今できませんので、御容赦をいただきたいと思います。

見直しの関係につきましては、今5期の計画中、平成24年から26年度の5期の計画を思っておるわけですが、当然6期の計画、これは27年度から始まっていくものがあります。この中で、保険料軽減も踏まえて、一度その辺については検討をしていきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第5号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第6号の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、認定議案第6号の質疑を打ち切ります。

ここで、10分間休憩とします。

休憩 午前10時55分

---

再開 午前11時05分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

次に、認定議案第7号の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 議長のほうから、認定7ということで指定がございましたが、認定7及び認定8が、いずれも通告の内容は同じ内容であります。したがって、同じ感覚で質問をしてみたいです。

したがって、8号については、行いません。答弁次第だわな、行わないちって、ここで言っちゃうと、自分で口封じするようなことはない。だもんで、基本的には7、8と同じような内容だということだけ申し上げて、話を進める。

この関係につきましては、3月の予算の中でも申し上げましたが、幸田町の下水道及び集落排水と、その使用に当たっては、井戸水だけでやっておられる方、あるいは井戸水と上水道で併用してやっておられる方、これはさまざまあると。そうしたときに、料金をどこで設定するのかという点で、曖昧さが極めてあると。

そうした内容で、たまたま岐阜市が市民に訴えられて、一審の岐阜地方裁判所で岐阜の井勘定といいますか、水商売的な算定の仕方、負けました。二審の名古屋高裁でも、同じように岐阜市が負けて、岐阜市が最高裁だあつて力んだったけども、結果的には上告を断念をされた。断念をして、下水道の正確さに欠ける5,000世帯に総額で1億4,000万円過払い、いわゆる徴収をしたものについてはお返しをする。

こういう情勢を受けて、じゃあ我が幸田町ではどういう実態にあるのかという点で、宿題として3月の関係は残る。その上に立って、この決算の中でも基本的には3月の予算の内容と一緒にあります。つまり、先ほど申し上げたように、井戸水専用、さらに上水と併用という点での料金設定、そしてその使用量の実態という点については、時限は同じであります。したがって、その点から質問をしてみたい。

まず、幸田町における集落排水及び下水道の利用に当たって、実際の利用者は何件あるのか。まず、その点から。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今現在、使用料を徴収してる関係の件数でございますけども、全体としては1万1,344戸ということになります。そのうち、議員の質問の3月の趣旨も含めて、井戸水の関係する使用者、井戸水の関係する使用者は303戸となります。その内訳としましては、井戸水専用の方が55戸、また工場等が17戸、残る231戸がいわゆる併用ですね、井戸と併用となっておりますというふうな状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 1万2,344戸と、こういう戸数ですよ。今、あなたの言われたの。そのうち、井戸水及び併用の世帯数が303戸だということですが、じゃあこの303戸にかかわる料金の設定の仕方はどういう設定をされておるのか。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 失礼しました。私の言い間違いかもしれませんが、1万1,344戸ということで、済みません。そのうち、併用は231戸、工場が17戸、井戸のみの方が55戸、合わせると303戸ということでございます。

これにつきましては、下水道、集落排水含めてそれぞれ料金の関係の条例はございますけども、下水道法ですと、下水道条例の第19条の2項に基づいて、いわゆる認定水路というのを設けております。これも3月議会でお答えしてはございますけども、今現在の条例上、規則上につきましては、世帯1人当たり6トン、6立米、月当たりということでございます。それに、家事以外にも使用する使用者については、その世帯人員、業態、用水能力、使用状況に応じて使用水量を認定するというような状況になってます。

また、井戸水等の併用世帯という、上水との併用ですね、井戸水専用ではなくて上水との併用世帯につきましては、使用者の使用の様態を勘案して町長が認定するというようになっておりますけども、基本、先ほど申し上げた世帯1人当たり6立米、月当たりというふうなものにしておるということでもあります。

また、併用の場合の算定の中で、水道料、上水道にプラスする部分としましては、具体的には、例えば台所とか洗面とかトイレ、洗濯などにつきましては、1立米を1人当たり、月当たり足すという形でありますし、お風呂につきましては、1人当たり、月当たり2トンということで、1トンもしくは2トンを追加していくという形であります。ただ、基本的には、今規則にございますような、合わせまして1人当たり6トンを基本に規則に基づいて行っているという状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、併用、まあ専用であればね、あなた方の理屈、6トンが適当かどうかという点ではまたいろいろありますが、併用の関係は、併用の形態は全部さまざまなんですよ。だから、そうした点でいくと、どういう形でその併用を調べていくのか。実態は、私は調査されてないと思うんです。私のうちも併用であります。併用で、じゃああんたんとこ、どうだという調査があったかどうかという点でいきますと、なかったとは言いません、あったとも言いません。記憶が定かでない。

しかし、併用世帯について、これは岐阜市も一緒なんですよ。併用のところについては、岐阜市がみなしが多過ぎると、そんなものはぶっかけだと言って地裁と高裁が判決で、そのみなし水量は適切な量ではないと。じゃによって、岐阜市は負けじゃと、こういう判決ですよ。そうしたときに、あなた方はこうした問題について、併用の実態は、併用231戸、みんなさまざまです。さまざまな関係はどういう形でやられておるのか。つまり、ぶっかけをしちゃったのかどうかと。

個々調査というのは大変なことです、それはおやりになったかどうか。要は、相手方から正当性のある料金徴収をするときに、ぶっかけでございますよという、まあ言い方悪いけど、ぶっかけ、岐阜市の判決でいくとみなしだと、みなし数量はあかんと、こういう判決ですから、基準がどうだとかこうじゃなくて、個々の実態に合わせてどういうふうな料金設定をし、どういう料金徴収をするのか、それは各家庭によって世帯構成も違う、年齢も違う、そうした点でどういうふうな形で具体的にお進めになるのかということ。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 先ほど申しあげました規則による6トンという根拠につきましては、平成元年に実際に実測したというふうにお聞きしております。ただ、その辺のバックデータとかそういったものが今現在残ってございませんので、実質6トンというのは当時の経過からして算定されたものでございます。

ただ、それからもう既に25年を経過しているという状況で、今議員が言われたように、世帯構成とか生活様式も変わってきてると。また、水回りの機器につきましても、節水型になってたりということで減少してる。また、逆に反面、その核家族化で1人当たりその使う量、それが割高ということですね、実際にはひとり世帯ですと、どうしても原単位がふえてくるというようなことで、実質平均6トンとしておりますけども、その内容、内訳は多種多様になってる状況ではないかということで、その辺を3月議会でも追求されて、実際実態調査を進めるということでお答えをさせていただいてる状況であります。

実際、岐阜市につきましても、裁判で判決によって確定しておりますわけですけども、その認定水量の基準には、計測による場合の放流量と同程度であることが必要ということで、その立証責任を司法上求められたということが、今回の判決として強い、全国に波及したということでもあります。

これを受けて、岐阜市も、実質使用水量、見直をして下げており、実際に岐阜市の場合は、井戸水含めた計測器を6,000戸に、全体の2割程度だそうですけども、6,000戸に対して、その上水道の検針と合わせたメーターをつけているということで、2割程度という背景には、井戸水使ってる方の2割程度しか検針をつけてないというのは、その辺はやはりなかなか居住者の合意とか、そういった面があったということと、いろんな財政的な面もあるかと思っておりますけども、そういった状況にあるということで、これを受けまして、全国でもいろんな検討をされてる中で、幸田町としましては、まず今申しあげた合計303戸となりますので、井戸がかかわる家ですね、そういった303戸に対しては、まずアンケートを実施していこうということでもあります。

そのアンケートにつきましては、今鋭意準備をしいてるところでございます、本日、本来ならば作業をしている状況をお答えできるとよかったですけども、内容的にかなり検討している中で、まずその世帯構成とか年齢構成、また生活パターンなど、いろいろな部分で異なるものですから、そういったものの使用量の目安とかいったものもそのアンケートの中でお聞きしながら、井戸水併用の場合について、その目的とか井戸水の目的ですね、そういった頻度、こういったものもまずはそのアンケートでお聞きしたいなということと。

まず、それにあわせて、併用のメーターを、井戸のメーターをつけることに対してどのように認識されるか。これは、全部が全部つけられるわけじゃないんですけども、御協力をいただけるかどうか。これは、井戸水、井戸が縁の下に入っていたり、家庭の奥に入っていたりという方もいらっしゃいます。水道のメーターのように、道路から何センチというふうに決め事がない状況になってしまいますので、そういった面でのアンケートで御協力いただけるかどうか、こういったものもまず調査して、またヒアリング、聞き取りなどもしながら、実際に実測をする、またそれを原単位、6トンという形のものとの検証、こういったものをしていきたいと考えてる状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 一步踏み込んで、暗渠を実施をしたいということで、それはそれ一つの方向性として実態調査をするという内容がありました。しかし、先ほど申し上げた暗渠そのものは、ぜひおやりなっただき、実際の姿がどうか。しかし、その暗渠をした段階で、常に情勢というのは変わってくるわけ、世帯構成というのは変わります。そういう点も含めて考慮するというのは、一つの指針としては出るけれども、その実態をつかみにくいという点がある。そういうことと。

もう一つは、今答弁もありましたように、それぞれ、例えば専用であろうと併用であろうと、井戸にかかわっては水量、量水計、つまりメーター器をつけていただきたい。しかし、メーターつけれるところの条件のあるところないところもあるし、やったからって即そこで出てきた数量が下水に、あるいは集落排水に流されるかといったら、そうじゃないですよ。多くのところが、ひょっとしたら庭木だとか、うちの野菜とか、そういうところだけで使ってることもあって、井戸で飲料水等で含めて使って、下水や集排に流れてくるよというものは極めて少ないという人もおるだろうと。それは、利用の形態が全部違うわけですよ。

そうしたときに、やはり判決で出されたのは、合理的で説得性のある料金設定をなさいと、具体的にどうするこうするなんてことは言ってないわけですよ。ただ、そうした点で、みなしで料金徴収するのは、これは違法ですよ。したがって、岐阜市は料金を還付しなさいよということ。その上で、つまり言葉で言えばそういうこと。いわゆる合理的で説得性のある料金設定、それは実際にきちっとつかみながらどっかで線引かないかん。どっかで線を引いたときに、それはその世帯構成は日々変わってくるということが前提でないと、一端やった以上、いったらね、これが2年、3年で変わってきやあへんと。

例えば、私たちはもう古い先短い、すぐ死ぬかもしれん。場合によっては、また孫

が生まれるかもしれない。子どもが帰ってきてね、うちを構成するかもしれない。そういう点で、状況の変化というところにやっぱり機敏に対応していかないと、水道水だけで、上水だけでやれば、それはメーター器にすぐに判明すると。しかし、それ以外の状況というのは、メーター器の取り付けが難しい状況の中でいくと、そうした点はいろんな問題が出てくるであろうと。

幸田町の皆さんはみんなおとなしい人だもんだ、行政のやることは間違っっても、しゃあねえなという形で我慢しておられる人が大半だ。しかし、都市化がどんどんどんどん進んでくる中で、実態とかけ離れた料金設定やら料金徴収をされるという点でいけば、私は岐阜の例は対岸の火事ではなくて、他山の石として幸田町のこの下水道及び集落排水をどうしていくかという点で、問題提起をされたということでもあります。

したがって、先ほどの答弁もありますように、一つは暗渠をやるということと、その暗渠の結果を待って、また機会を見つけて、この問題については、先ほど申し上げたとおり、合理的で説得性のある内容にしていきたいし、私も機会を見つけて問題の提起もしながら進めていきたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） この下水道法に基づく20条のその料金の設定の考え方というのは、条項個々に出されておるわけですけども、やはりそういった部分では、定率、また定額をもって明確に定められること。また、不当な差別的扱いをしないことというような、云々の20条の中にうたわれておりますので、そういったものを念頭に置きながら、まずはアンケートでの調査を行い、それがメーター器をどの程度設置できるのか、これも予算の関係もございまして、これは岐阜市の場合ですと、1台当たり4万円から5万円程度するというふうなことを聞いておりますので、この辺もアンケートの結果を踏まえて、また来年度の予算編成含めた部分での検討ということになるかと思えますけれども、この辺につきましても、まずはアンケートでの反応を見ながら、またその補足する聞き取りをして、それが一回限りではということになるかと思えますので、それをある程度フォローできるようなシステム化も考えていくということをしていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第7号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第8号の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 認定7号でも申し上げましたが、基本的には質疑の通告している内容は同一でありますので、8号については、私は省略をいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、認定議案第8号の質疑を打ち切ります。

次に、認定議案第9号の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、認定議案第9号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ここで、委員会付託について、お諮りします。

ただいま一括議題となっております第39号議案から第51号議案までの13件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

各常任委員長は、ただいま付託しました議案の審議結果を来る9月26日までに取りまとめ、9月27日の本会議で報告願います。

委員会の会議場は、お手元に配付のとおりですので、よろしく願います。



### 日程第3

○議長（大嶽 弘君） 日程第3、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております認定議案第1号から認定第9号の9件は、内容も非常に多岐にわたりますので、慎重審議を期するため、決算特別委員会を設置し、これに付託し、委員の定数は議長を除く15名としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、平成24年度決算認定の9件は、議員15名を決算特別委員に選任し、付託することに決定しました。

ただいま設置された決算特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、委員長の互選をお願いします。

委員長の互選は、9月12日午前9時より、議場においてお願いします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員である12番、内田 等君にお願いします。

審議の結果は、9月26日までに取りまとめ、来る9月27日の本会議で報告願います。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、明日9月12日木曜日、午前9時から会議を開きますので、よろしく願います。

長時間、御苦勞さまでした。

散会 午前11時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年9月11日

議 長 大 嶽 弘

議 員 笹 野 康 男

議 員 内 田 等